

# 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行について

スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官（芸術文化担当） 付

## 1. 学校における部活動改革の必要性

学校の部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感の涵養等に寄与してきました。一方で、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営を続けていくのは難しく、学校や地域によっては、既に存続が厳しくなっている部活動もあります。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難になっています。

こうした現状を踏まえ、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現していく必要があります。このことは、生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備となり、更には「まちづくり」としての効果も期待されるところです。

## 2. 文部科学省におけるこれまでの取組

これまで文部科学省においては、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行っており、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されました。これを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に段階的に取り組んできました。

また、令和4年6月には運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられました。

そして、令和4年12月に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年の運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

## 3. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

ガイドラインは4つの章から成り立ち、「Ⅰ 学校部活動」は従来の内容を踏まえつつ、中学生を主な対象とし、高校生も原則適用することとしています。「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」が今回大幅に追加した部分で、公立中学校の生徒を主な対象とするものです。

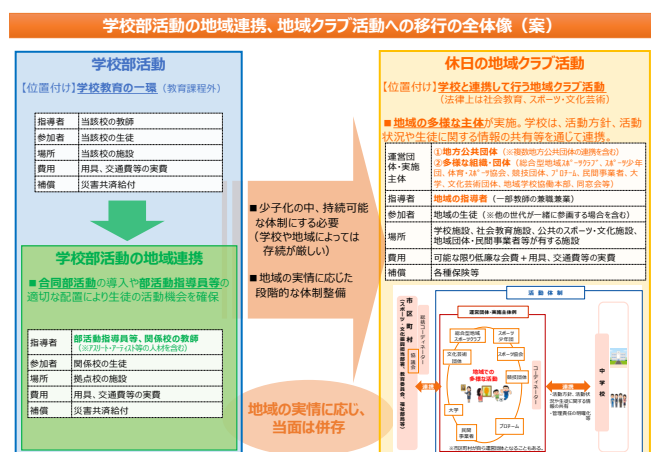
「Ⅰ 学校部活動」では、従来どおりの週当たり2日以上（平日1日、週末1日）の休養日の設定や、部活動に強制的に加入させることがないようにすること、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進めることを記しています。

「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」では、地方公共団体の地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備や、希望する教師等の円滑な兼職兼業手続き、休日のみ活動をする場合も原則として1日の休養日を設定すること等、新たな地域クラブ活動の在り方について示しています。

「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」では、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとしています。市区町

村が運営団体となる体制や地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めるとともに、直ちに地域クラブ活動の体制が整備できない場合、合同部活動の導入や部活動指導員等の活用といった地域連携を進めることとしました。また、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。

「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」では、大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直すとともに、できるだけ教師が引率しない体制の整備や、全国大会の在り方を見直すよう、関係団体等に要請しているところです。



#### 4. そのほかの取組

文部科学省では、教師の兼職兼業や人事における部活動の指導力の評価、高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い等について、『『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日付けスポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）』にて整理・連絡するとともに、令和5年1月30日には、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を公表しました。

[https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf)



また、令和4年11月に公表した、令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集では、全国における先行事例を紹介しています。

（運動部活動）



（文化部活動）



（運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集）

[https://www.mext.go.jp/sports/content/221101\\_spt\\_ori para-000025667\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_ori para-000025667_1.pdf)

（文化部活動の地域移行に関する実践研究事例集）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93787801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93787801_01.pdf)

このほか、令和4年度第2次補正予算では、各地域での協議会や研修会の開催、広域的な人材バンクの設置など、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費として19億円を計上するとともに、令和5年度予算案では、地域移行に向けた実証事業や部活動指導員の配置等に必要な経費として28億円を計上しています。皆様におかれては、こうしたガイドラインや通知、事例集等も踏まえ、部活動の地域連携・地域移行への御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

（スポーツ庁 HP）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)

